

連合審査会 記録

- 1 開会日時 令和5年12月12日(火)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館7階議場
- 3 事 件
議案第117号 指定管理者の指定について
- 4 出席委員 横光春市, 中原秀樹, 竹原孝剛, 小田伸次, 宍戸 稔, 齊木 亨, 藤井憲一郎
徳岡真紀, 保実 治, 藤岡一弘, 杉原利明, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
弓掛 元, 重信好範, 新家良和, 鈴木深由希, 伊藤芳則, 新田真一, 増田誠宏
- 5 欠席委員 大森俊和, 黒木靖治
- 6 説明のため出席した職員
【総務部】 桑田総務部長, 貞宗財産管理課長, 金力住宅・財産活用係主任
【地域振興部】 矢野地域振興部長, 田村地域振興課長, 呑谷定住対策・暮らし支援課長
山岡地域づくり係長
【福祉保健部】 立花福祉保健部長, 白附社会福祉課長, 坂田高齢者福祉課長, 大原健康推進課長
山口高齢者福祉係長
【建設部】 加藤建設部長, 熊谷都市建築課長
【産業振興部】 中廣産業振興部長, 松本農政課長, 押谷商工観光課長, 原田農林振興係長
小山観光振興係長
【三良坂支所】 明賀三良坂支所長, 宗山地域づくり係長
【教育委員会】 宮脇教育次長, 山西文化と学びの課長, 山本文化学習係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○横光委員長 皆さんおはようございます。ただいまの出席委員数は21人です。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を開会いたします。

この際、ご報告いたします。

本日の委員会に、大森委員、黒木委員から、一身上の都合により欠席したい旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

議事に先立ち、連合審査会の審査方法等について申し上げます。この連合審査会は審査の特別審査形態であります。審査は質疑のみとし、採決については、この後開催いたします総務常任委員会で行うこととなります。質疑は各委員が発言できるようにご協力をお願いいたします。

なお、所属の常任委員会にかかわらず、すべてについて行うことができますが、簡潔明瞭に行うよう努めてください。

なお、本日の資料として、タブレットの総務常任委員会の令和5年度、連合審査会、緑色のフォルダー内に資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。それでは、審査に入ります。

議案第117号「指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○桑田総務部長 委員長。

○横光委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長 議案第117号「指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。以降着座にて失礼いたします。

本案は現行の指定管理施設のうち、指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了する112の施設と、新たに指定管理を開始する1施設について、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。その概要は、公募3施設、非公募110施設で、今回新しく指定管理を始める施設はカーター通りコミュニティセンターです。

また、指定管理者選考委員会を公募施設につきましては9月29日、非公募施設につきましては、10月12日、16日及び31日に開催し、7名の委員により審査を行い候補者を選定いたしました。

本日提出しています資料について説明いたします。資料1につきましては、議案の施設一覧です。議案の施設の内容に番号を付番し担当部署、指定管理の年数、公募非公募の別を追記したものです。

次に資料2につきましては、公募3件の選考結果の内容です。最後に資料3につきましては、非公募110施設の選考結果です。全施設、全項目ともに審査結果の適否において否となったものはございません。以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 ただいま説明が終わりました。質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 それでは議案117号指定管理者の指定についてから、資料2、資料3から関連してお聞きします。まずこの資料2資料3はそれぞれですね、三次地区拠点施設としてもののけミュージアムとそして灰塚湖畔の森という二つの施設の指定管理者の候補者の選定についての資料がございます。こちらのですね4番のところ、審査の概要と結果のところについて、その合計点が最低評価基準点を上回ったものを選定するというふうにございますが、この合計点で最低評価基準点とは何点なのかということをもまず1点目お聞かせいただきたいのと、三良坂灰塚湖畔の森のところですね資料のところになります、下段のですね審査結果のところがございます。評価項目3のところがございますね、89点と、これつまり20点×7名の140点中の89点というふうに、大体割合で言うと63%で決して低いとは言えないと思うんですけども、このように評価された理由についてですねちょっとどのように分析をされているのかお聞かせ願えればと思います。以上2点お願いいたします。

○横光委員長 桑田総務部長。

○桑田総務部長 最低評価点につきましてはですけども、最低評価基準点というのは、評価が1から5までの5段階となっております、真ん中の3点の場合が平均的なものとなっております。クリアとなります。真ん中の3点ということで、60%、合計で取ればよいということでございまして、合計点数満点で、100点掛ける7人の700点のうち、420点を超えておれば、最低の評価基準を超えたという

判断となっております。

灰塚湖畔の森の評価項目3でございます。有限会社灰塚湖畔の森につきましては、そう大きくない会社であるということもございまして、財政基盤のところ、どうしても大きい企業と比べますと、点数が伸びないというところはございますけれども、レストランの地元雇用でありますとか、SNSでの発信、こういったところに力を入れて安定的に集客をするということを聞いております。よって選定としては合格ではございますけれども、どうしても会社規模というところで点数が少し低めとなったものでございます。

○横光委員長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 1点質問をお願いします。非公募施設に係る指定管理者の候補者の選定についてなんですけれども、これは公募の選定については審査結果として評価が出ているんですけれども、これそれぞれ非公募施設にかかる、指定管理者の選定についても同じように、これ7名で審査されてると思うんですけれども、結果というものは数値で表されるものがあるのでしょうか。もしあるのであれば、示していただけたらと思うんですけれども、お願いします。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 公募施設につきましては、複数あった場合点数化して、点数の高い方が候補者となりますけれども、非公募施設につきましては、管理者が適当か、そうでないかと。その2点でございまして、審査については、適または非を審査委員の方が記すことになっております。このたびにつきましては、すべての施設において適となっておりますので、一覧とはしておりませんがもし一覧で示すとしたら、この審査の資料1でございましてこの横に全部適という文字がつくというような形となっておりますので、今回そのように示させていただいておりませんが、もし必要であれば、次回からは、適という字を記させていただこうと思います。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 これはだから数値化はされていないということでよろしかったですか。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 はい。非公募施設につきましては数値化ではなく、適当か。否か。この2種類の判定となっておりますので点数はついておりません。

○横光委員長 他にございませんか。増田委員。

○増田委員 はい。付属資料ですか資料3の部分からお伺いするんで、ごめんなさい。もう一つの公募の方も一緒なのかもしれないですが、評価項目の中で組織体制、財政基盤について、適切な財務内容や必要な人員の確保ができてるかという項目になってますが、今年度も今回もやっぱり途中で指定管理をやめられたとかってというような事例がありますので、その当たり今回の評価に関して新たな視点とか、財務内容をしっかり見ていくとか、そういった内容を付け加えられてるのか。全体的な部分でちょっとお伺いしたいと思います。

それともう1点、④の経費的な効果という部分で、経費の縮減を図るっていう部分で書かれて経費を縮減していくっていう部分を市として考えてるようなんですがやはり昨今、光熱費の高騰とか

人件費の高騰とかある部分で、なかなか経費の縮減を今までよりするってのはなかなか難しいと思うんですけど、その当たりどのように考えて評価されたかのかお伺いします。

○横光委員長 貞宗財産管理課長。

○貞宗財産管理課長 質問の回答が前後いたしますが、まず経費の縮減のところをご説明をさせていただきます。経費についてはですね。現指定管理料に電気代、昨今原油等高騰しておりますので、そういったような経費を上乗せしまして経費といたしております。以上でございます。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 財政基盤の項目3番のところでございますけれども、基本的に収支計画を出していただいて、その収支計画についても見させていただいております。基本的には問題ないものと判断しておりますけれども、収入を頑張らせてあげていただきたいとかですね、観光施設のようなものでありましたら、それから運営状況。担当課において、きちんと注視していただきたいとそういった委員の意見がございましたけれども、財政基盤において、大きく指摘はそれ以外はございませんでした。それから経費の方は先ほど課長申しましたけれども、一定程度の光熱水費につきましては、加算したもので、指定管理料の上限額は設定しておりますけれども、なかなか、先ほど言われるように経費の縮減も難しくなっておりますけれども、その中でも収支が整うように、計画だった収支計画も出しておられましたので、この点についても、審査の中では、問題なしというふうになったものでございます。

○横光委員長 増田委員。

○増田委員 経費の部分についてはある程度加算して見ていくという部分で今回その当たりを考えて評価していくっていう部分で理解しました。財政基盤に関しては、やはりその辺りしっかりチェックしていくっていう部分が、新たな部分でいると思うんですが、現状と同じ今までと同じようにチェックしたということですけどそのあたりしっかりやっていく必要はなかったのか再度お伺いしたいと思う。人材の確保ってのがなかなか難しい部分がありますし、最低賃金も上がっていますが、その辺りしっかり、下の経費の効果的な経費もかぶると思うんですが、人件費のアップとかそういった部分に関しても、労働関係に関する法律、しっかり適用して配置できている状況になったのかその辺りしっかりチェックできているのか再度お伺いします。

横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 財政基盤につきましては、委員の中に公認会計士にも入っていただきまして、事前にしっかり数字の方のチェックはお願いしておったところでございます。どうしても規模が大きい団体におきましては財政基盤が弱いというところもありますので、そういったところは、運営期間中もしっかり担当課の方で、収支を見ることというご意見をいただいておりますので、そういった形でチェックはしていきたいと思っております。

また、経費の方でございますけれども、人件費につきましても、最低賃金を割り込まないように、そういう観点で、上限額も設定しておりますので、その範囲で、各団体におかれましては、適用をしていただけるものと考えております。

○横光委員長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

新家委員。

○新家委員 今の答弁にも関連するかもしれませんが、今回公募非公募合わせて、113施設の指定管理者の見直しが提案されておりますけれども、参考資料として、令和2年度、3年度、4年度の各団体の決算状況が記載してありますけれども、令和4年度でいいまでも、相当の指定管理者のところで赤字決算を余儀なくされておりますが、今回の113施設を決定するに当たって、令和4年度の指定管理料を、引き上げたか、引き下げたか、据え置いたかどのようにされておるかお伺いをいたします。113施設のうち引き上げたものが幾ら、下げたものが幾ら、据え置いたものが幾ら。答弁ください。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 指定管理料につきましては、昨今の光熱水費の高騰もございましたので、光熱水費、電気代、それから燃料費につきましては、令和元年度と比較して引き上がっている施設につきましては、一定程度指定管理料の上限額を上乘せしておるものでございます。

どちらの施設につきましても電気がやはり大きいものがございまして、概ねの施設は引き上がっておりますが、電気代が決算状況を見てもそこまでかかっていない施設については、据え置いたものもございまして。

施設数ですが、すいませんちょっと手元に今その数字がないので、調べまして後程答弁させていただきます。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。

杉原委員。

○杉原委員 令和4年で見ると、決算の附属資料で見ると、いくつか修繕料を執行しなかったためという項目がコミュニティセンター関係の施設を中心にありますけれども、この施設を修繕しなかったというのは、修繕する必要がなかったと。その管理されとる、指定管理されてる団体が修繕する必要がなかったのか、もしくは昨今の燃料費の高騰とかによって、やはり赤字は出したくないということで、修繕すべきところ先送りされたり、我慢されたりというようなケースがあるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○横光委員長 田村地域振興課長。

○田村課長 コミュニティセンターの修繕でございまして、簡易なものについては、住民組織のところで修繕されておりますので、修繕費を執行されなかったということであれば、修繕はなかったということになっております。大きなものとか、費用がかかるものについては、担当課、地域振興課と協議の上で、修繕をするかどうかということも判断させていただいておりますので、現状では、執行されなかってるということであれば、修繕する必要がなかったという判断しております。

○横光委員長 杉原委員。

○杉原委員 する必要がなかったということならいいんですけども、三次市の財産ですので、預かっていただいとる間にですね、やはり他の施設等でいうと、燃料費の削減を図って黒字化したとか、経費の削減を図ってとか、いろいろな理由で黒字化の理由というのが出てますけれども、もし

も今後ですね、やはり黒字にするために修繕すべきところを先送りするというようなことがあるのであれば、やはり行政の財産として、1年でも長く良い状態で使っていきたい建物ばかりですので、そういったことがないように非公募、適、不適というのを判断されたりする上でもですね、やはり適切な管理修繕等はちゃんと行っていただくように、ご指導いただきたいというふうに思いますけれども。そこら辺のお考えをお伺いいたします。

○横光委員長 田村課長。

○田村課長 議員ご指摘の通り市、市の施設ですので適切な管理をしていただくように考えておりますけれども、どうしても大きな修繕でありますと担当課としても費用がない場合もありますので、そちらについては、また協議の上、次年度にやることもありますけれども、緊急なものについては対応するように、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○横光委員長 確認しておきたいんですが、指定管理料の中でやるのは3万円以内の小修繕。それ以上の分については指定管理料以外で、担当課で予算を組んで修繕をするということで理解してよろしいですね。

田村課長。

○田村課長 概ね3万円ということになりますけれども、指定管理の中で修繕ができるということであれば、それ以上であってもお願いをする場合もありますし、それ以下であって、予算がないということであれば、担当課の方で対応するという形をさせていただいております。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。

竹原委員。

○竹原委員 指定管理者制度導入の時に、基本的には公共サービスの向上ということがあったんで、評価基準の中にも書いてあるのかもしれませんが、これを審査する上で、どれほど公共サービスが向上したのかというのは、採点の基準でどういうふうにされているのか。どういう項目において趣旨の管理者のサービス向上の取り組みがされたのかというのは、なんで判断をしようのか教えてください。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 評価項目の2番のところに、利用者サービスの向上等々ございますけれども、この中の評価の視点といたしましては、利用者に対するサービスの向上や利用者増への取組が期待できるかでありますとか、地域や関係団体との信頼づくりを図る取組が評価できるか、また、特色ある取組、地域の特性、人材ノウハウを生かした計画があるか、そういったところが評価の視点となっております。利用促進の取組でありますとかそういったところ、また、安全管理そういったところについて、事業計画に記載をされておるところを読み取らせていただいて、審査をしておるところでございます。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 そうじゃなくて、公共サービスの向上やるということで、この管理、指定管理者制度の導入したわけ。だから、指定管理者がこうしたああしたじゃなくて、本当に市の行政とすれば、公共サービスがほんまに前進したんかどうかということ、行政の方がしっかり採点というか、よ

うやれるかどうかということは、自分とこの基準を持ってよ。三次の基準を持ってその上にいつているかどうかというのは、三次市の行政の基準、基準点というのがいるんじゃないですか。それがどうなったのかいうのを聞いている。この項目を聞きよるわけじゃない。

それぞれのところがどういうふうに公共サービスが向上して、みんながをよくやってくれているとか、サービスがちゃんと行きよるとかいうことになつとるんかどうかということは、三次市の基準を持つとって、それがちゃんとその上かどうかというようなことはどうなのか。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長はい。

それぞれの施設で、施設の目的、特徴等異なりますので、一律にというお答えは難しいかもしれませんが、市としましては、指定管理を導入して、例えば地元の団体でありますとか、そういった地域をよく知っておられる方、そういった方に管理をしていただき、地域の方が使われる場合、スムーズな対応ができておると。市の場合、常駐していない施設も過去にはございましたけれども、そういったところでも、地域で何かあればすぐに対応していただける、そういった意味では、市としても、行政サービスの向上に繋がっておるものというふうに考えております。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 三次市の基準はどこにあるのかということ、その基準より上いきよるか、どうかということ聞きよる。そういう基準点を持つとるか聞きよる。簡単に言えば。それに沿って、適かどうかいうのはまた別問題で。この管理者制度を導入したことによって、三次市の例えば、過疎が止まったよとかね。少子化が止まったよということが、言えるかどうかということ。そこはどうかという。その基準点を、明らかにしとかないかんのじゃないですか。ないん。あるん。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 市としての基準点という点。一定の点というのは持っておりませんが、基本的には市の施設をまず第1は適正に、安全に管理していただくというところが、市の第1の点になるうかと思えます。

その上で、地域の皆さん、または利用者の皆さんが、快適に安全に使っていただける。そういう運営がなされているかどうかということが市としての観点になろうかと思えます。

また、その施設によって地域振興が図られているか、そういったところも当然、観光施設等もございしますので、そういったところもとしての基準点になろうかと思えます。

また、ある意味、そういった市として、その施設を行政サービスの向上に繋がっていないと、市としてそういう判断をした場合には、施設のあり方ですとか、施設の活用方法について、市としても考え直す、または指定管理者と協議して進めていくと。そういった観点で市としては、指定管理の施設について、管理運営を図っているところでございます。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 だけ駄目なんや。ちゃんとした基準点を持って、人口減少社会、少子高齢化社会をどう対抗していくのかということが、各指定管理者の方で取り組んでもらわないといけないだろう。だからそこを、きっちり三次市としてその基準を設けて、こういうのをやってもらわんと。相変

わらず6万2,000人がもう4万8,000になってしまっているということの反省から、ちゃんとしていかんと。指定管理者制度を本当にいいのか悪いのかも含めてよ。議論をして、基準点を作らないかんとと思いますがそれは、よく考えてやって欲しいと思います。これは意見です。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 それではこれをもって質疑を終結いたします。執行部の皆さん、ありがとうございました。

○横光委員長 ここで本議案が、可決すべきものと決定した場合に委員長報告に付すべき意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

なお、総務常任委員会所属の委員の皆さんには、後程、他の議案とともにお聞きしたいと思います。よろしくをお願いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それではないようでございますので、後程、総務常任委員会での意見を聞かせていただきまして、委員長報告に付していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会連合審査会を終了いたします。ありがとうございました。教育民生、産業建設の委員の皆さんには大変ご協力ありがとうございました。

なお、総務常任委員会は引き続き、付託された残りの議案審査を行いますので、604会議室にご参集のほどお願いいたします。

午前10時40分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年1月22日

総務常任委員会

委員長 横 光 春 市